

# 吉川市産業振興計画

吉川市 産業振興部 商工課

## 第 1 章 吉川市産業振興計画の目的と考え方

### 1. 目的

平成 30 年 4 月 1 日施行の「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」(以下、条例という。)において、産業振興の理念として、「事業者、勤労者、市民及び市の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図ると共に、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する」と定めています。事業者、勤労者、市民及び市が協働して産業振興を通したまちづくりに取り組むため、吉川市の産業振興の基本的方向を示し、推進する具体的施策などを明らかにすることを目的とし、吉川市産業振興計画(以下、本計画という。)を策定します。

### 2. 本計画の位置づけ

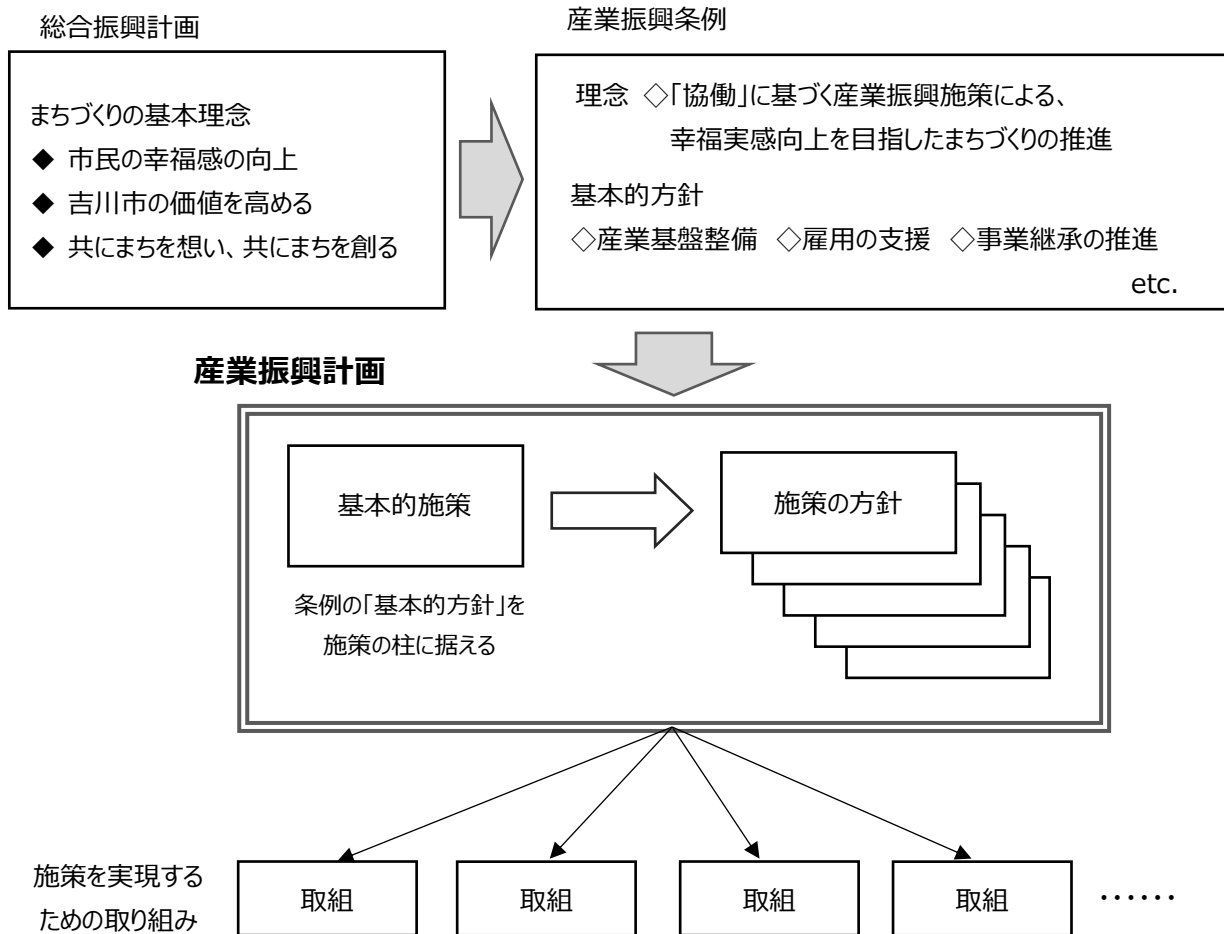
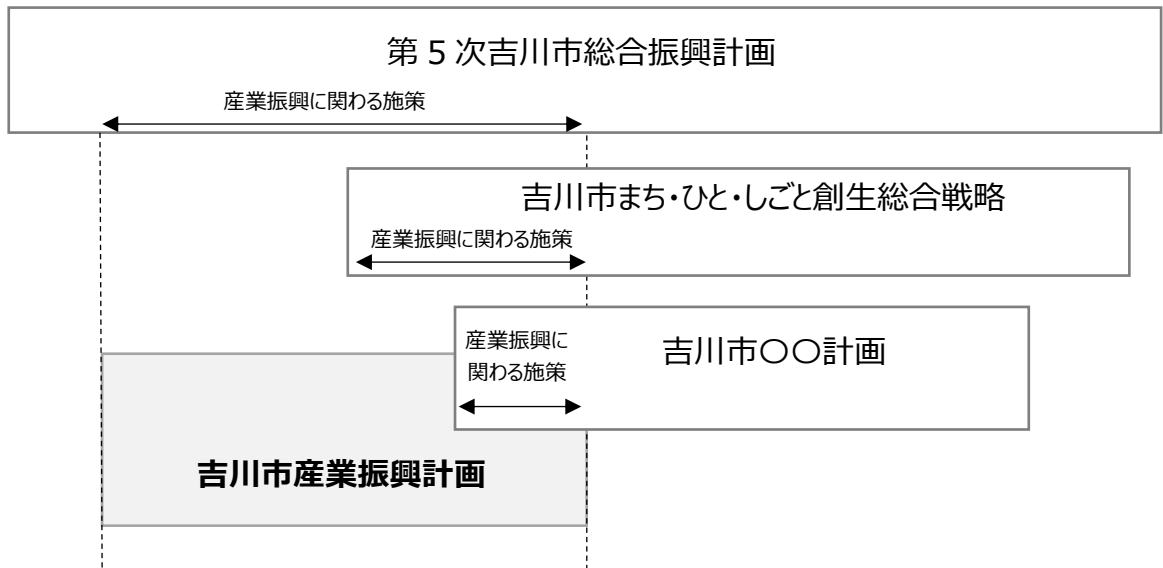
本計画は、条例第 10 条の規定に基づき、産業の振興に関する目標や施策を示すものであり、本計画における「産業」とは、商業・工業・サービス業・建設業に加え、農業も含まれます。

また、条例第 5 条第 2 項の規定のとおり、本計画に示す産業振興施策は、市の最上位計画である「第 5 次吉川市総合振興計画」や「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の諸計画の関連施策と整合性を保つものとし、本計画の実施および評価を行うことで施策の実効性を持たせ、上位計画の達成を推進します。

なお、本計画での産業の振興に関する施策の範囲としては、市内の農・商・工業者、勤労者、市民を施策の直接の対象とする取組のほか、結果的に産業の振興に繋がるもの(例:駅前再整備、道路整備など)についても、既存の計画・方針等との整合性を保ちながら、産業振興の施策の範囲内として取り扱います。

資料 2

《計画の位置づけ》



## 資料 2

### 3. 本計画の策定・評価・変更について

本計画の策定・評価・変更(見直し)については、条例第10条に規定のとおり、事業者、勤労者、市民、有識者の意見を聴いて行います。

#### ○産業振興基本条例より抜粋 (産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画(以下「産業振興計画」という。)を策定するものとする。

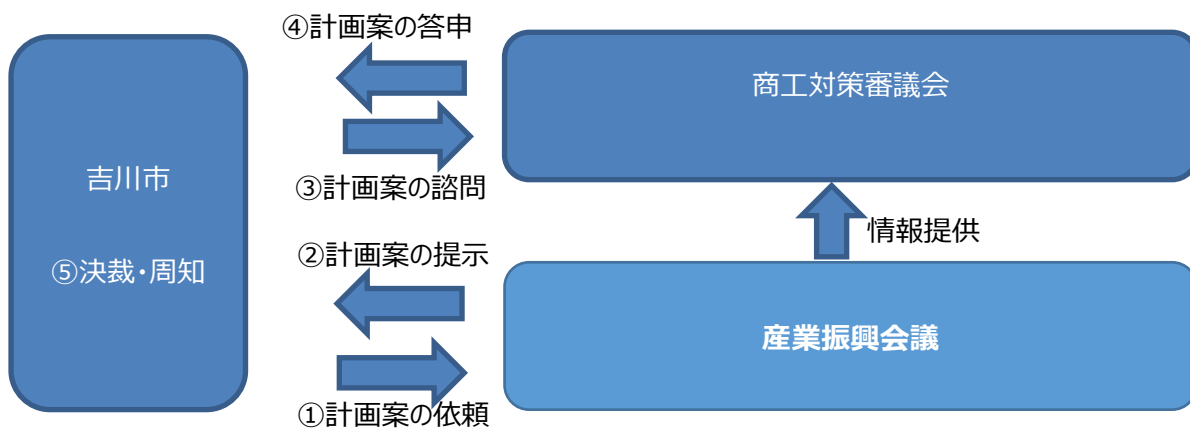
2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。

3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

#### 《会議体構成》



### 4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、市の総合振興計画の計画期間を踏まえたものとするため、平成31年から平成33年の3年間を第1期と定めます。

条例の趣旨を考慮し、経済状況等の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向などを見据えながら、必要に応じて変更を行います。

## 第2章 産業振興の基本的な方針

### 1. 産業振興の理念

産業の発展は、まちの発展に深く関わっていて、その目的は生活を豊かにすることにあります。そのため、産業振興は「まちの幸せ」につながらなければなりません。そこで、経営を担う人、働く人、商品を購入する人、一人ひとりがそれぞれの立場で幸せを感じられるまちを目指し、これら四者の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に決めました。産業振興を通し、市内で働く人、市内に住む人の幸福実感を目指すことを目指します。

### 2. 農・商・工業の一体化

市のおよそ4割を田畑が占める吉川市にとって、農業の振興はとても重要です。商工業に加え農業も同じ枠組みの中で捉え、「産業」の一つとして位置づけて、産業振興を図ります。

### 3. 目指すまちの姿

産業振興を通し、一人ひとりの幸福実感の向上を目指します。そのため、条例では、事業者、勤労者、市民及び市の四者の役割を定めています。

事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障し、自主的な事業活動の維持及び発展に努めます。また、地域社会を構成する一員として、豊かな地域社会の実現に努めます。

勤労者は、自身の知識や技能こそが市内産業を支えていることを理解し、勤労や消費行動を通して、市内産業振興への協力を努めます。

市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加し、市内産業振興への協力を努めます。

市は、産業振興に関する情報の収集と提供に努め、事業者・勤労者・市民と産業振興について意見交換できる場を設け、産業振興に関わる計画を定め、財政上の措置を講じます。

これらの役割の下、目指すまちの具体的な姿を次のとおり定めます。なお、社会情勢やニーズの変化によって、目指す姿を変える必要性もあります。そのため、計画の修正とあわせ、目指す姿についても、必要に応じて見直すこととします。

## 資料 2

### ①働きやすく、働きがいのあるまち

市内で働ける環境を整えることで、職場と家庭の距離が縮まり、家族との時間や地元で活動する時間が増え「まちづくり」の大きな力を生み出します。

### ②新たな挑戦を推進するまち

新たな挑戦を推進し、起業・創業が盛んなまちを目指します。女性・高齢者・障がい者など、さまざまな人が活躍できる場も増えていくことで、「まちの発展」につなげます。

### ③産業界と行政が連携するまち

産業界と行政の連携を深め、企業の人材確保や、まちの災害対策を強化します。

### ④市内事業者間の連携が盛んなまち

市内事業者同士が連携を深め、新商品開発や販路拡大を共同で行い、市内経済の大きな発展を目指します。

### ⑤地産地消と地域ブランドを推進するまち

地元で作られた安心・安全の商品や農産物を吉川市に訪れた人へのおもてなしにも活かせるように充実させます。

### ⑥産業と教育が連携するまち

産業界と連携し、将来の吉川を担う子どもたちに「ものづくり」の素晴らしさを伝えて、人材育成や「まちの歴史や文化」の理解につなげます。

## 第3章 産業振興施策

### 1. 基本的方針

条例第4条の「基本的方針」に基づき、下記の14項目を産業振興施策の柱とします。

1. 産業基盤の整備
2. 挑戦の推進
3. 円滑な事業承継の推進
4. 経営基盤の強化
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進
6. 職住近接の推進
7. 産業経済団体との連携強化
8. 地域ブランドの推進
9. 観光基盤整備による産業の振興
10. 危機管理の強化
11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用
12. 産業を通じた子どもの教育の推進
13. 市民への情報提供の推進
14. 産業を通じたシティプロモーションの推進

事業者、勤労者、市民及び市の協働によるまちづくりを推進するため、農業、商業、工業の各産業分野において、関係機関と連携を図りながら、各基本的施策に応じた事業を展開します。各基本的施策に対応する施策の方針については次の表のとおりです。

また、本計画の効果的な推進を図るため、「選択と集中」の考え方に基づき、産業振興会議において優先的に取り組むべき施策や事業を社会的・経済的な環境変化を踏まえ、協議します。

基本的方針	施策(案)	総合振興計画対応箇所
1. 産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 工業団地の整備</li> <li>◇ 道路の利便性の向上</li> <li>◇ 計画的な土地利用の推進</li> <li>◇ 農業生産基盤整備の推進</li> </ul>	第4章第7節 第4章第3節 第4章第1節 第4章第5節
2. 挑戦の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 起業・創業を推進する環境の整備</li> <li>◇ 多様な人材の活躍の場の創造</li> <li>◇ 事業者連携による挑戦の推進</li> </ul>	第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節
3. 円滑な事業承継の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 後継者育成の推進</li> <li>◇ 事業売却、合併による事業承継の推進</li> </ul>	第4章第6・7節 第4章第6・7節
4. 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業情報発信、事業者間交流の推進</li> <li>◇ 融資制度の拡充</li> <li>◇ 国内外の展示会等への出展推進</li> <li>◇ 経営改善の支援</li> </ul>	第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 女性活躍の推進</li> <li>◇ 高齢者活躍の推進</li> <li>◇ 障がい者活躍の推進</li> <li>◇ 外国人活躍の推進</li> <li>◇ 人材マッチングの推進</li> <li>◇ 企業内保育所の設置推進</li> <li>◇ ワークライフバランスの推進</li> <li>◇ 労働環境の充実</li> </ul>	第1章第2節、第4章第8節 第2章第3節、第4章第8節 第2章第4節、第4章第8節 第4章第8節 第4章第8節 第2章第2節、第4章第8節 第1章第2節、第4章第8節 第4章第8節
6. 職住近接の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 職住近接の推進</li> </ul>	総合振興計画 基本構想
7. 産業経済団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市内経済団体との連携事業強化</li> </ul>	第4章第5～8節
8. 地域ブランドの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域ブランドを用いた活性化</li> <li>◇ アンテナショップ、直売所の充実</li> </ul>	第4章第5～8節、第6章第8節 第4章第5～8節
9. 観光基盤整備による産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市と市内事業者との協働イベントの推進</li> <li>◇ 市内観光資源の充実</li> </ul>	第4章第5～9節 第4章第9節
10. 危機管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 災害時の相互協力の推進</li> <li>◇ 防災・減災に対する意識の高揚</li> </ul>	第3章第5節 第3章第5節
11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 循環型社会をめざしたエネルギー導入の促進</li> </ul>	第3章第4節
12. 産業を通じた子どもの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 産業への理解の機会創出</li> <li>◇ 将来の産業を担う人材の育成</li> <li>◇ 教育機会の提供</li> </ul>	第4章第5～7節 第5章第2・5節 第5章第2・5節
13. 市民への情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 情報交換の機会創出</li> <li>◇ 市民参加型のイベント開催の推進</li> </ul>	第6章第1節 第4章第5～9節
14. 産業を通じたシティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 産業を通じたシティプロモーション</li> <li>◇ 市の産業の歴史、文化の理解推進</li> </ul>	第4章第9節、第6章第8節 第6章第8節



## 2. 各施策の内容

### 2. 1. 産業基盤の整備

#### (1) 工業団地の整備

市内企業の事業拡大、企業誘致の推進には、用地の確保が課題となります。既存工業団地の拡充と新規工業団地の開発を推進するため、県・国との調整や事業者のニーズについての情報収集に努め、開発手法を研究し、事業化を図ります。

#### (2) 道路の利便性の向上

吉川市は、地理的にも東京都の玄関口に位置し、交通の要衝で物流に適した立地にあるため、産業振興において、道路網の整備が重要です。吉川橋の架け替えの促進、東埼玉道路、三郷流山線、三郷吉川線、浦和野田線の整備の促進、越谷吉川線や越谷総合公園川藤線の整備を推進します。

#### (3) 計画的な土地利用の推進

社会経済情勢や産業構造の変化に柔軟に対応するため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画法に基づく区域区分、用途地域、地区計画等の都市計画の見直しを図ります。

#### (4) 農業生産基盤整備の推進

農地の保全管理や、農業生産の効率化のため、農地の集積化や集約化を促進するとともに、農業生産基盤整備を推進します。

### 2. 2. 挑戦の推進

#### (1) 起業・創業を推進する環境の整備

新たに起業・創業する事業者を支援するため、セミナーや経営相談を行います。また、起業・創業を推進する環境の充実を図ります。

#### (2) 多様な人材の活躍の場の創造

女性、高齢者、障がい者など、多様な人材の活躍につながる事業の立ち上げを推進します。また、女性、高齢者、障がい者自身による起業・創業に向けた取り組みを推進します。

## 資料 2

### (3) 事業者連携による挑戦の推進

市内事業者の連携による新商品開発を推進します。特に、農商工業者の連携の強化を目指し、6次産業化商品開発に資する支援制度等の整備をめざします。

## 2. 3. 円滑な事業承継の推進

### (1) 後継者育成の推進

経営者の交代を計画的に行い、円滑な事業承継を行えるよう、後継者育成を推進します。また、経営者交代における諸課題の支援体制を構築し、経営の刷新が図れるよう、経営相談を行います。

### (2) 事業売却、合併による事業承継の推進

市内企業の人材や設備は、市の産業にとって価値あるものです。やむを得ず廃業を選択する場合であっても、事前に事業の譲渡・売却・合併等を推進できる仕組みを検討し、廃業による産業の縮小の防止を図ります。

## 2. 4. 経営基盤の強化

### (1) 事業者情報発信、事業者間交流の推進

市内事業者の優れた技術や製品に関する情報発信の機会、事業者同士が交流できる機会となる産業フェアを開催し、新たなビジネスや製品を生み出すきっかけを作ります。また、市民へ事業内容を広く周知し、市民の産業に対する理解を得られるよう努めます。

### (2) 制度融資の拡充

事業者の経営安定を図るため、事業者向けの制度融資の拡充に努めます。国・県をはじめとする関係団体の情報収集にも努め、適切な制度融資を案内できる体制を整備します。

### (3) 国内外の展示会等への出展推進

国内・海外の展示会や商談会への事業者の出展を推進し、販路拡大の推進、市場や顧客ニーズの把握、新技術や新製品の開発に努める事業者を支援します。

### (4) 経営改善の支援

経営革新計画承認取得支援、経営セミナー、認定農業者等に対する情報提供等による経営改善を促

## 資料 2

進めます。

### 2. 5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進

#### (1) 女性活躍の推進

子育てと仕事を両立できる女性の働き方を推進します。また、「多様な働き方実践企業」の認定取得や農業における家族経営協定の締結を促進します。

#### (2) 高齢者活躍の推進

高齢者が過去に培ってきた経験やスキル、人脈は市内産業にとって有益な資源であり、事業者にとって即戦力となります。高齢者の新たな活躍の場を紹介する仕組みを作るほか、地域の高齢者の雇用、能力活用の挑戦を推進します。

#### (3) 障がい者活躍の推進

障がい者の雇用に関し、中小企業等には十分な知識や情報がない場合もあります。事業者側が雇用に関心を持つきっかけ、障がい者が就労するきっかけを作るため、働きたい障がい者と事業者のマッチング事業を展開し、障がい者と事業者それぞれの挑戦を支援します。

#### (4) 外国人活躍の推進

活力ある産業の発展のためには、国籍を問わず様々な人材の活躍が必要です。経済のグローバル化が進む中、外国人の活躍の場は今後ますます増加すると考えます。外国人の挑戦と活躍の場を増やし、地域経済の活性化を図る事業者の挑戦を促進します。

#### (5) 人材マッチングの推進

農業、商業、工業とも、人材不足が叫ばれています。若年者等を対象とした相談や就職セミナー等を実施し、若者の就労を支援する相談機関との連携を図るとともに、事業所の求人や内職募集等の求人情報の収集を行い、職業紹介をワンストップで行える拠点の整備に努めます。また、市内事業者を対象とした合同面接会等の機会を作り、積極的に企業情報を発信し、事業者と求職者のマッチングを行います。

#### (6) 企業内保育所の設置促進

現在の従業員に対する福利厚生の上昇のみではなく、雇用を確保して事業を持続可能にするためにも

## 資料 2

必要であることから、企業内保育所の設置を促進します。

### (7) ワークライフバランスの推進

ワークライフバランスの推進は、優秀な人材を得て事業の競争力を向上するためにも重要です。また、「ライフ」の部分は地域社会の形成にも重要な役割を担います。「多様な働き方実践企業」認定制度の普及支援や勤労者の意識の啓発等を推進し、事業者や勤労者が自発的に働き方の改善を行う流れを作ります。

### (8) 労働環境の充実

勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰、事業所における福利厚生事業の取組み支援、住宅取得等に対する制度融資の充実を図ります。また、労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援する相談窓口の充実に努めます。

## 2. 6. 職住近接の推進

### (1) 職住近接の推進

市内経済循環の活性化と地域の活力向上のため、職住近接の働き方を推進します。合同企業面接会や大学での説明会には事業者だけではなく市も共同で参加し、吉川市に住み、地元で働くことを提案し、充実したワークとライフの両方を実現します。

## 2. 7. 産業経済団体との連携強化

### (1) 市内産業経済団体との連携事業強化

市内産業の発展及び活性化を促進するため、市内産業経済団体の活動を支援するとともに、農業、商業、工業、観光事業との連携を強化し、産業振興を図ります。

## 2. 8. 地域ブランドの推進

### (1) 地域ブランドを用いた活性化

吉川ブランドとして、「大吉ブランド」や「吉川ものづくりアワード」を作り、地域資源を活用した新商品開発等を促進し、付加価値の向上、PR、販路の拡大を支援します。

## 資料 2

### (2) アンテナショップ、直売所の充実

消費者の利便性向上と地産地消の理解の浸透、生産者の販路拡大、上記のブランドのPRのため、アンテナショップと農産物直売所を充実します。

## 2. 9. 観光基盤整備による産業の振興

### (1) 市と市内事業者との協働イベントの推進

市と事業者の協働イベントで市のPRを推進します。イベントを通して事業者同士の連携を深めるとともに、イベントを観光資源として活かし、産業の振興を図ります。

### (2) 市内観光資源の充実

観光スポットの形成や観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努め、農商工の地域産業と観光の連携等、新たな観光資源の開発を促進します。

## 2. 10. 危機管理の強化

### (1) 災害時の相互協力の推進

災害時における協力体制の強化を図り、市民の事業所に対する理解を深め、災害に強いまちづくりと地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

### (2) 防災・減災に対する意識の高揚

各事業所において災害用備蓄物資や資機材の充実、設備等の転倒防止対策に努め、防災・減災に対する意識の向上が図られるよう、災害に対するBCP策定を支援します。

## 2. 11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用

### (1) 持続可能な社会を支えるエネルギー導入の促進

再生可能エネルギーや産業廃棄物等を利用したエネルギーなど、持続可能な社会を支えるエネルギーの導入を促進します。

## 2. 12. 産業を通じた子どもの教育の推進

### (1) 産業への理解の機会創出

市内の児童・生徒の社会科見学、職業体験、ものづくり体験等を推進し、地域産業について理解を深

## 資料 2

め、勤労に対する意識を育成します。

### (2) 将来の産業を担う人材の育成

将来の地域産業を担う人材育成のため、職場体験学習等を通し、勤労や職業について考える機会を創出し、勤労観や職業観を育む教育を推進します。

### (3) 教育機会の提供

市と市内事業者が協働で子供や若者の教育機会の提供を推進します。

## 2. 13. 市民への情報提供の推進

### (1) 情報交換の機会創出

市からの積極的な情報発信により、市民の産業振興基本条例や産業に対する理解を促進し、市民の生活の質の向上と地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

### (2) 市民参加型のイベント開催の推進

市と市内事業者の協働イベント等を通して、生産者と消費者の連携を深め、市民の産業に対する理解や市内での消費を推進します。

## 2. 14. 産業を通じたシティプロモーションの推進

### (1) 産業を通じたシティプロモーション

吉川市の歴史・文化に根差した新商品の開発や販路拡大を促進して市内外に「吉川らしさ」を発信し、産業を通じたシティプロモーションを推進します。

### (2) 市の産業の歴史、文化の理解推進

市内産業の歴史および現在の産業の姿について理解を深めると共に市民の郷土愛を醸成するとともに、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思うまちを創るため、まちの魅力・情報を積極的に発信します。